

第1部 政治の部

第1章 スハルト大統領の辞任

第1章は、スハルト大統領の辞任に関連する三つの声明を収めている。

インドネシアは、1997年7月に通貨危機に見舞われ、12月、スハルト大統領が体調をくずすと、ルピアは独歩安となって危機が経済社会全体に拡大した。これを機に、スハルト体制に対する改革要求運動が本格化した。しかしそスハルトは、自らの信じる体制安定化の道を貫くべく、1998年3月に七選を果たし、思惑どおりハビビ国務相を副大統領に就けた。1998年5月、兵士の発砲で学生に死者が出ると、事態は一気に流動化した。学生の弔いデモは14日にはジャカルタ大暴動に転化した。暴動後に学生たちが籠城を始めた国会で、18日、スハルト側近のハルモコ議長が、国会としてスハルトに引退を勧告すると発表した。その数時間後、ウイラント国軍司令官は声明を発表し、ハルモコ声明を法的根拠なしとして退けた上で、国軍としてスハルト大統領の下での「改革評議会」の設置による改革の推進を提案した。

こうした情勢の中で、翌5月19日の朝にスハルト大統領が行った声明が資料1-1である。スハルトは、前日の国軍提案の内容をイスラーム学者に諮った後で会見に臨み、マイクを片手にテキストなしで話し始めた。声明の中でスハルトは、自分は大統領職に固執するものではない、ただ責任感ゆえにこの職にあると繰り返している。これは、スハルトの従来からの一貫したロジックである。そして、今自分が責任を放り出したら、入れ替わり対立が現れ、流血が続き、国民はもっと貧しくなる、自分が引退し、副大統領が昇格しても、彼もまた辞めなければならないだろう、という「予言」と「警告」を述べている。そしてメモを取り出し、それを読みながら、「改革委員会」の設置、その下での新法の制定、新法の下での総選挙実施と新しい大統領の選出という、漸進的な改革シナリオを示した。スハルトの表情には、余裕と自信が浮かんでいた。

その2日後の5月21日朝、スハルト大統領は憔悴した表情で淡々と辞任声明（資料1-2）を読み上げた。辞任の理由に挙げたのは、「改革委員会」が組織できずに改革シナリオが失敗したことであった。実際、20日にはスハルトの下での改革シナリオにノーを突きつける動きが多方面から噴出し、結局スハルトは即時辞任に追い込まれたのだった。辞任声明に続いてハビビ副大統領が大統領就任の宣誓を行い、ウイラント国軍司令官が声明を読み上げて新大統領への支持とスハルト家の保護を約束した（資料1-3）。ここにスハルトの治世は幕を閉じた。

国會議事堂が学生らに占拠されて国民協議会（MPR）が開催できない状況の中での政権交替であった。そのため、本来は MPR が全権を委任している大統領の進退を決定すべきところだが、スハルトが個人的な理由による辞任を MPR 議長団に一方的に告知する形がとられた。新大統領も、MPR または国会で宣誓を行うと定めた憲法の規定を「運用」して、最高裁判所長官と MPR 議長団の前で行った。この形は後に憲法を改正することによって事後的に合憲化されている（資料2-25 参照）。

資料1－1 スハルト大統領声明(1998年5月19日) 午前11時半 大統領官邸にて

ご出席の皆さん、そして民族と祖国をともにする皆さん、アッサラーム・アレイム、ワラマトゥラーヒ・ワバラカトゥー。

本日、私は数人のウラマ(イスラーム学者)や社会リーダーと、そして国軍幹部とも会合を持った。私は、我々がともに経験し、ともに今知っているような国の状況に対処するために意見やアドバイスをお願いした。

これら全では、国家と国民の安全に対して責任の気持ちを持つ我々を非常に悲しませるものである。たとえば、私を大統領としての地位から退任させようとする要望がある。ただ、私にとって問題なのは、実は退任する(*mundur*)かどうかは問題にはならない。我々が注意すべきなのは、私が退任すればこの状況がすぐに克服されるのかどうかということだ。

つまり、私にとって大統領の地位は絶対のものではない。皆さんも、社会政治勢力によって私が1998年から2003年までの大統領候補となり、それを国民協議会の各会派に伝えた時の大統領選出と就任のプロセスを忘れてはいないだろう。その前に私はすでに問うた。インドネシアの国民がまだ私を信頼してくれているというのは本当か、私はもう77歳になったのだから、と。きちんとすべてをチェックしてくれるようになると。そうしたら実際に、すべての社会政治勢力、すなわち開発統一党、インドネシア民主党、ゴルカル、そして国軍(ABRI)も、私が1998年から2003年の任期の大統領候補を再び受け入れることを国民の大部分がまだ望んでいるのは本当だ、と述べたのだ。

よろしい、それならば私は責任を持って引き受ける。だから、私はその地位ゆえではなく、責任ゆえに引き受けたのだ。ましてや、様々な危機がもたらした困難に直面している時にあっては尚更である。もしも私がこのまま放り出して去ったら、戦場に背を向けてこそこそ逃げ出した(*tinggal gelanggang colong playu*)といえるだろう。本来私がまだ責任を持ち続けなければならない状況を放り出すことになる。

だからあの時、このインドネシアの国家と国民に対する責任感だけで私はもう1度引き受けた。ところが、今になって皆が支持し信頼しているわけではなかったという動きが起きて、もう私を信頼しないというデモを行い、さらには私に退任するよう抗議している。

私にとっては、もう1度言うが、退任は問題ではない。なぜなら、私はすでに大統領にならない考え方を持っていたのだし、私は聖職者になる(*ngamandito*)決意をしているからだ。つまり、私は自分自身を神に近づけ、そして子供たちを良い国民になるようできるだけうまく養育する。社会に対して私は助言をし、国家に対して一人歩きができるよう後ろからそっと支え(*tut wuri handayani*)、国家を助けることに持てる

すべてを使うであろう。

今、退任要求に合憲的に応えるとすれば、私は副大統領に譲らなければならぬ。これが問題解決の道になるのか、新たな問題がまた起こらないのか、という疑問がわく。やがて副大統領もまた退任しなければならない。そうなればきりがないし、我々の国民、国家、社会における先例となってしまうだろう。我々の国家と国民はおのずと混乱し、あたかも国民、国家、社会の生活を保証する基礎を持たないかのようになってしまふだろう。

しかし、我々は基礎を持っている。パンチャシラと 1945 年憲法である。すなわち憲法を持っている。国民一人一人がこの憲法をしっかりと堅持していかなければ、国家と国民は結局はどうなってしまうか、その基礎は恒久的ではなくなってしまう。それどころか、代わる代わる賛成する者としない者が現れ、より先鋭な対立が起り、さらには流血、内戦などにまでなりかねない。

こうした事態が起これば、誰が損害を被るのか。それはもちろん我々国民自身である。1945 年 8 月 17 日に独立を宣言したインドネシア共和国、続いてその 1 日後に誕生したパンチャシラと 1945 年憲法は、共和国創立者からの遺産である。そしてまた殉死した闘争者からの遺産である。非常に多様性に富んだ我々国民の良き基礎となるように、国民、国家、社会においていつまでもその正しさを認められるべきものとなるように、そして、独立し主権を有し国際的に認められた国民として我々が生きることができるように。

もう一度言うが、退任は私にとって問題ではない。ただ問題なのは、私の責任感からいって我が国と我が国民がどうなるのかを私は考える必要があるということだ。だから、かりに私がまだ退任を決めていないとしても、それは退任したくないからではない。そうではなくて、どうやつたら私が退任してもこの国家と国民が変わらずにきちんと守られるかということだ。我々の憲法がきちんと実行され、パンチャシラと 1945 年憲法が実行されるかということだ。

そのためには、憲法を逸脱せず、問題解決の基礎として憲法を利用できるための措置を講じなければならない。それは、さまざまな信認の危機、それも国民と国家の能力を自ら減じるような最近の破壊活動も加わった危機を克服することである。復興を行い開発を継続するためには、平静が必要であり、計画と実行のための準備が必要である。

そのためには、民族と祖国をともにする皆さん、我々は本気で考えなければならない。騒乱を起こさず、そして望まれる改革をうまく進めることのできる、国家と国民の継続を保証する一定期間を設けることを。

もう一度、民族と祖国をともにする皆さん、インドネシアの国家と国民の運命を、インドネシアの人民と国民の安全を、どうか本気で考えてほしい。感情を抑えることができず、その結果、我が国民がもっと貧しくもっと被害を蒙ることになつてはならない。

パンチャシラと 1945 年憲法に基づくインドネシア共和国の独立を宣言した我々の闘争の理想は、インドネシア国民に安寧をもたらすことだったのだから。独立を守り、パンチャシラに基づく公平で繁栄した社会を実現できるように、我々は闘う。

もう一度、私が先に述べた道をとるのは、唯一、国家と国民を救うためであり、我々は憲法に基づいてあらゆることを実行しなければならない。これらすべてを理解してもらえるよう、私は望む。心配する必要はない。私が大統領であることに固執することは、まったくない。

さきほど述べたように、大統領でなくなって、社会の一員に戻っても、社会と国民のために役立ち、まだ多くの奉仕を行うことができると言う人がいる。ジャワ語で、大統領にならなくても制約があるわけではない (*tidak menjadi presiden tidak akan patheken*) とはつきり言ってくれる人もいる。国家と国民に奉仕できるかぎり、一国民に戻っても大統領に劣らず尊敬されることができるということだ。

だから、私を障害と見なさないでほしい。それはまったく違う。国家と国民を安全にしようとする私の責任ゆえにのみ、合憲的で、唯一至高なる神の恩恵を受けた措置を正しい方法でとらなければならない。

すべての国民がこのことを理解し、扇動によって民衆に過ちを犯させようとし、結局は我々国民に害をもたらすような、すべての活動を止めるように私は望む。本当は民衆は過ちを犯す気はないのだが、扇動されてそれを忘れるよう仕向けられる。これこそを我々は終わらせなければならない。我々国民の名と威信を傷つけるから。

記者諸君とウラマの皆さんとの傾聴にもう一度感謝する。

そこで皆さん、ウラマたち、社会リーダー、さまざまな社会団体からの提案や意見、国軍からの意見を聞いて、国家と国民、国家開発、パンチャシラと 1945 年憲法、そして国民の統一と単一性を守るために、私は決定を下した。国民協議会から与えられた権限にしたがって、私は、国民協議会の委託を受けた大統領として、できる限り早く国家改革を実行し指導する。【ここでメモを取り出す】

このために、私はすぐに改革委員会 (Komite Reformasi) を設置する。そのメンバーは、社会リーダーと高等教育界の識者から成る。委員会の任務は、総選挙法、政党法、国民協議会・国民議会・地方議会の構成と地位法、独占禁止法、汚職禁止法などを社会の要望に沿って即刻完成させることにある。

総選挙は、新しい総選挙法に基づいて、できる限り早く実施する。その総選挙の成果としての国民協議会総会を開催し、国策大綱の決定、正副大統領の選挙、その他の国民協議会決定を行う。私は、再び大統領候補となる用意がないことをここに言明する。

経済、政治、法の分野におけるさまざまな危機ゆえの非常に重い任務を遂行するために、私は即刻内閣を改造する。第7次開発内閣は改造されて、改革内閣

(Kabinet Reformasi)と名付けられた新しい内閣に変わる。

国軍は、国家の安全と警戒のため、すべての社会と手を携えて、ともに治安と秩序を維持するように。

この機会に私は、すでに起きた騒乱や事件の犠牲者に対し深い哀悼の意を表する。犠牲者の魂が唯一至高の神に受け入れられますように。犠牲者の家族一族には唯一至高の神によって信仰の力と勇敢さを与えられますように。

最後に、我々が現在行っている国家改革の実施に対する社会の支持に私は衷心からお礼を言う。どうかアラーの神がインドネシア共和国の国民と国家をお守り下さいますように。

資料 1-2 スハルト大統領辞任声明(1998 年 5 月 21 日)

午前 9 時 大統領官邸にて

「インドネシア共和国大統領辞任声明」

Pernyataan Berhenti sebagai Presiden Republik Indonesia

民族と祖国をともにする皆さん、アッサラーム・アレイクム、ワラマトゥラヒ・ワバラカトウー。

少し前から、私は我が国の状況の推移、とくに国民と国家の生活のあらゆる面において改革(reformasi)を行おうとする国民の要望を注意深く追ってきた。その要望に対する深い理解に基づき、そして、改革は秩序正しく、平穏に、かつ合憲的に(secara tertib, damai, dan konstitusional)行われる必要があるとの確信につき動かされてきた。

国民の統一と单一性(persatuan dan kesatuan bangsa)を護り、国家開発を継続するために、私は改革委員会(Komite Reformasi)を設置し第 7 次開発内閣を改造する計画を表明した。しかしながら、今日までの現実は、改革委員会が実現できなかつたことを示している。それは、その委員会の設置計画に対する充分な思考がなかつたことによる。

さきほど述べたような最善の方法で改革を行いたいという意向に基づくと、改革委員会が実現できなかつたことをもって、第 7 次開発内閣の改造ももはや必要ではなくなったと私は考える。

このような状況を考慮すると、私が国家統治と開発という任務をうまく実行することは非常に難しいと私は思う。そこで、1945 年憲法第 8 条の規定に鑑み、また国会の議長団と各会派代表の意見を真剣に考慮した結果、私は、この声明を読み上げる本日 1998 年 5 月 21 日木曜日をもって、インドネシア共和国大統領としての私の職

を辞任することを表明する決意をした。

インドネシア共和国大統領としての職を辞任する声明を、私は、国民協議会議長団でもある国会議長団諸氏の前でこの親睦の機会に発表する。

1945年憲法第8条にしたがって、インドネシア共和国副大統領 Prof.Dr.Ir.BJ.ハビビが1998年から2003年の国民協議会からの権限受託者/大統領職の残りの任期を継続する。私がこの国家とインドネシア国民を率いてきた間の国民の支援と支持に対して感謝の辞を、そしてもし過ちや欠点があれば謝罪の辞を申し述べる。インドネシア国民がパンチャシラと1945年憲法とともに繁栄を続けることを祈る。

本日をもって第7次開発内閣も任を解かれる(demisioner)。閣僚に対しお礼を言う。国会で宣誓を行うことは状況が許さないので、国家行政を遂行する上での指導の空白を避けるため、副大統領は今インドネシア共和国最高裁判所長官の前で大統領職の宣誓を行って下さい。

(資料1-1~2の出所) S.Sinansari Ecip, *Kronologi Situasi Penggulingan Soeharto*, Jakarta: Mizan, 1998, pp.102-111 / pp.136-139.

資料1-3 ウィラント国軍司令官による声明(1998年5月21日)

午前9時15分 スハルト辞任声明、ハビビ大統領宣誓に続き
大統領官邸にて

1. 状況の推移と社会の要望を認識し、インドネシア共和国国軍(ABRI)は、スハルト氏のインドネシア共和国大統領辞任要請を支持し歓迎する。そして憲法に基づき、副大統領 BJ.ハビビ氏をインドネシア共和国大統領として支持する。
2. 引き続き結束し一つである(kompak dan satu) ABRIは、憲法すなわち1945年憲法第8条に則ったスハルト大統領の個人的希望を全インドネシア国民が受け容れるよう望み求める。
3. この点について ABRIは、国民の完全性(keutuhan bangsa)を脅かす逸脱行為などを防ぐために、引き続き積極的な役割を果たしていく。
4. 民族の文化的価値を重んじて、ABRI はスハルト氏とその家族を含む歴代の大統領・国民協議会からの権限受託者の名誉と安全を保護する。
5. ABRI は、すべての勢力に対し、平静な態度を保ち、結局は我々自身の社会を損なうことになる騒乱や暴力行為を防ぐことを求める。

(出所) *Kompas*, 1998年5月22日。